

核軍縮に向けた国際社会の取組

～現状と今後の課題～

第一特別調査室 まつい かずひこ
松井 一彦

1. はじめに

核開発が世界のパワーバランスを保つ上で重要な意味を持っていた冷戦の終結後、核戦争の起きる可能性が低下する一方で、核兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が進むなど、国際社会の平和と安全に対する新たな脅威が登場している。そのため、国際社会では核拡散の防止を始めとする核軍縮を進めることが主要な課題の一つとなっている。核軍縮に向けて各国の取組を進めるに当たっては、各国間の信頼協力関係を促進することにより、国際社会全体及び世界の各地域において良好な安全保障環境づくりを進めるとともに、各国が核兵器による抑止力に依存しない安全保障政策を採ることができるかどうかが重要である。

多くの核兵器を保有し、世界の核軍縮に最も大きな影響力を持つ国はいうまでもなく米国である。ブッシュ大統領の時代には、同時多発テロを始め各地でテロが頻発したこともあり、テロリストによる大規模テロ、とりわけ核テロの防止が重要な安全保障上の課題となっていた。そのため、核の不拡散に各国の努力が傾注されたが、他方で、様々な種類の核兵器が多数存在している世界では核による抑止も依然重要であるとして、核兵器の削減や廃絶への取組は必ずしも十分には行われなかった。

しかし、その後米国を始め各国や国連等において有識者などから核軍縮を進めることの重要性が指摘されるようになり¹、2009年1月に就任した米国のオバマ大統領は、同年4月5日、プラハにおける演説で核のない世界の追求に全力で取り組むことを確約し、「核のない世界」の実現に向けて具体的な措置を講じることを訴え²、同年10月には国連の場で核兵器保有量を2001年水準の半分近くに削減することを表明した³。このように、国際社会では核兵器の削減による核軍縮の進展に向けた動きが始まっており、やがては「核のある世界」から「核のない世界」へと国際政治のパラダイム・シフトが起きることが期待されている。とはいうものの、オバマ大統領もプラハ演説の中で語ったように、このパラダイム・シフトはすぐに達成できるものではなく、多くの関係各国による粘り強い取組が必要となるものである。

核軍縮への取組には、核兵器国が保有する核弾頭や核搭載ミサイルを削減するための取組である「核兵器の削減」、核兵器を持たない国が今後核物質や核兵器を保有することを阻止するための取組である「不拡散」、「核実験の禁止」及び「兵器用核分裂性物質の生産禁止」、非核国への核攻撃を阻止することなどを目的とする「非核地帯」のほか、「核テロの防止」、「原子力の平和利用の促進」など様々な態様がある。本稿では、このうち核兵器の削減、核兵器の不拡散、核実験の禁止及び非核地帯の設置の四つを取り上げ、国際社会

の取組の現状と今後の課題を概観し、我が国の取組について、その現状や在り方について述べてみたい。

2. 国際社会における取組

(1) 核兵器の削減

ア 核兵器保有の現状

現在、核兵器を保有していると言われている国は、核不拡散条約（NPT）で核兵器国とされている米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国のほか、インド、パキスタン、イスラエルであり、また、核保有又は核開発の疑いのある国は北朝鮮とイランである。これらの国の保有する核兵器数は全体としては漸減傾向にあるものの、あらゆる種類の核兵器を合わせると今日なおも2万3,000発も存在し、その約半数が配備されており、これらが実際に用いられれば、全人類を何度も殺戮できるほどの殺傷能力を有する⁴。

冷戦期、米ソ両国は核による先制攻撃を通じて相手国に致命的なダメージを負わせ、戦争に勝利するという「相互確証破壊戦略」の下で熾烈な核軍拡競争を繰り広げ、最盛期には、米国は約3万2,000発（1966年）、ソ連は約4万5,000発（1986年）の核弾頭を保有していたと言われている⁵。冷戦が終結して20年が経過した今日では、米露両国の保有する核弾頭数は合計約2万2,000発と大幅に減少したものの、両国が世界の核弾頭の大半を保有する状況に変わりはない⁶。

イ 米ソ、米露核軍縮交渉

科学者などからの核の持つ脅威やその平和的利用の重要性についての主張などを背景に、米ソ両国は、核弾頭数を際限なく増やすことへの懸念も有していた。そこで、1969年に米ソ間で核兵器に関する交渉が始まったが、当初は保有する核兵器の上限を決めることに主眼が置かれ、核兵器の削減のための交渉が本格化したのは、冷戦終結後の89年以降のことである。91年7月になって、米ソ両国は第一次戦略核兵器の削減及び制限に関する条約（START1）に合意した。この戦略核兵器とは、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル及び戦略爆撃機に搭載される核兵器を指し、それ以外のものは非戦略核兵器として扱われている。

ソ連崩壊後の1993年1月、米露両国は、第二次戦略核兵器の削減及び制限に関する条約（START2）を結び、両国の弾頭数の削減や潜水艦発射弾道ミサイル弾頭数の削減などに合意したものの、議会で批准承認が得られない等の理由により、同条約は発効しなかった。さらに、97年3月、米露両国は第三次戦略核兵器の削減及び制限に関する条約（START3）交渉開始に合意したものの、START2が発効しなかったことなどから、START3交渉は未成立に終わった。

2001年1月に発足した米ブッシュ政権は、当初、戦略兵器の削減を条約で義務付け

ることに消極的であった。しかし、同年9月の同時多発テロの発生を受け、核兵器がテロリストや非核兵器国へ拡散することを懸念し、ロシアとの間で敵対的な関係を終了させるとともに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散に対抗する新たな核兵器削減条約を締結する必要性を認識するようになった。そこで、これまで進められてきたSTARTプロセスの意義を認めつつも、一層の核兵器削減のため、STARTに代わる新たな核軍縮交渉、すなわち戦略攻撃力削減条約（以下「モスクワ条約」という。）プロセスを開始することとした。交渉の末、米露両国首脳は2002年5月同条約に署名し、核弾頭・爆弾の配備総数を1,700～2,200に減らすことに合意した。同条約は、その後米露両国の議会での批准承認を得て、2003年6月に発効した。しかしながら、モスクワ条約はSTARTと異なり、戦略兵器運搬手段の配備総数の削減、検証規定、削減の詳細な計画などについては何ら規定しておらず、核軍縮を進めるには有効でないとの指摘が核軍縮関係NGOや有識者などからなされていた。

その後ブッシュ政権に代わり誕生したオバマ政権は、検証規定のないモスクワ条約に代え、実効性の高い米露核兵器削減条約の締結を目指し、精力的に対露交渉を進めた⁷。その結果、2009年7月、同年12月5日に失効するSTART1に代わる、核弾頭数及びミサイル等運搬手段の大幅な削減を柱とする新たな核軍縮条約（新START）の枠組みについて大筋で合意した⁸。その後、同年11月15日の米露首脳会談で、同年12月末までに新STARTの中身に合意することが確認されたものの、START1が失効する12月5日までに合意を得ることができない事態となった。そこで、米露両国首脳は電話会談で、新START締結協議を12月5日の期限後も継続し、その間はSTART1の効力を維持させることに合意したものの⁹、核弾頭運搬手段の数え方などの点で意見の食い違いがあるため協議が進まず、2009年内に新START協議をまとめることができなかった¹⁰。協議は、2010年1月に再開される見込みであるが、早期にまとまるかどうかは不明である。また、仮に早期にまとまり、署名にこぎ着けたとしても、米露両国議会での条約批准承認手続きに数か月かかることが予想されるため、米露による核軍縮への取組に空白期間が生じることとなる¹¹。

ウ 多国間核軍縮交渉

国連を中心とする多国間による核軍縮交渉については、冷戦期には全般的に低調であったが、1978年の第1回国連軍縮特別総会で核軍縮問題について初めて議論が行われ、核軍縮に向けた行動計画が宣言の形で採択された。同特別総会では、その後82年と88年にそれぞれ第2回と第3回の会議が開かれ、核軍縮問題が討議された。また、第1回国連軍縮特別総会で核軍縮問題を専門的に扱う「軍縮委員会」が設置された（同委員会は84年に「軍縮会議」に名称が変更された）。軍縮会議では毎年国連総会に軍縮に関する報告書が提出されることになっており、94年から96年にかけて包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉が行われたものの、その後は参加各国間で軍縮に関する包括的な作業計画に関する合意が得られず、実質的交渉や議論はほとんど行われていない。

また、国連総会では毎年多くの決議案が審議・採択されているが、核軍縮に関しても各国から様々な決議案が提出され、討議を経て採択されている。

さらに、世界の平和と安全に主要な責任を負っている国連安保理でもしばしば核軍縮問題が取り上げられている。2009年9月に米国のオバマ大統領の呼び掛けにより開催された国連安保理首脳会合では、同大統領が核廃絶に向け一つ一つの課題を地道に解決していく意欲を示し、核軍縮と核不拡散について真剣な議論が行われた。議論の末、核軍縮と核不拡散が明記され、核兵器国が模範を示しつつ、核拡散を断固阻止する決意を盛り込んだ決議が採択された。

このように、今後二国間あるいは多国間で核兵器の削減を目指した核軍縮交渉の進展がみられることが期待される。

しかしながら、核軍縮交渉で削減の対象とされている核兵器は飛翔距離が長い、いわゆる戦略核兵器であり、小型で、運搬がしやすく、かつ飛翔距離が短い非戦略核兵器¹²については削減や規制の対象になっていない。今後、非戦略核兵器が万が一テロリストの手にわたった場合、テロに使われるおそれもあるため、多国間の交渉によりその規制や削減に取り組むことが求められる¹³。

(2) 核兵器の不拡散

ア NPT体制

核兵器の不拡散は、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国を「核兵器国」、それ以外の国を「非核兵器国」とし、これら5か国から非核兵器国への核拡散を防ぎ、核兵器国に核軍縮交渉を義務付け、原子力（核）の平和的利用を図ることを目的とする核不拡散条約（NPT 1970年発効）に基づき、新たな核兵器保有国の出現を防止することによって行われている。NPT成立過程で「非核兵器国」は、「核兵器国」に対し、核兵器の保有を認める代わりに軍縮を進めるよう求めたが、交渉の末、核軍縮ではなく軍縮交渉が「核兵器国」に義務付けられることとなった。このように、NPTが5か国のみを「核兵器国」と認めたことは、すでに地球上に核兵器が存在しているという現実を受け入れたものであり、そのような前提に立った上で着実な核軍縮・核不拡散を目指していくとの考えに立っている。

現在、世界の190か国がNPTに加入していることから、NPT体制は普遍性を有すると言えるが、他方で、インド、パキスタン、イスラエルといった事実上の核兵器保有国が加入しておらず、条約の実効性を高めるためには、これらの国々の加入を促すことが不可欠であり¹⁴、今後国際社会がどのように取り組んでいくかが注目される。

イ 国際原子力機関（IAEA）の保障措置

また、NPT体制を補完するものとして、国際原子力機関（IAEA）の保障措置がある。これは、有為量の核物質が民生用の原子力活動から核兵器そのほかの核爆発装置の製造のために転用されることを適時に探知するとともに、こうした探知能力を抑止力として軍事転用を防止しようとするためのもので、各国がIAEAとの間で保

障措置に関する協定を結び、締約国から申告された核関連施設に I A E A の査察官が定期的に立ち入り、査察を行うことによって実施されている¹⁵。

90年代に入り、イラクや北朝鮮の核兵器開発疑惑を契機に、締約国から申告されていない核施設についても I A E A による検証が可能となるようにするため、97年に保障措置の追加議定書が採択された。同議定書は、I A E A に提供される原子力活動に関する情報及び検証対象の拡大、並びに I A E A 査察官によるアクセス可能地域・場所を拡大することなどによって、秘密裏の原子力活動が存在しないことを確認できるようにするための権限を I A E A に付与するものである。そのため、同議定書の締約国については、事実上、秘密裏に核兵器開発を進めることは困難になった。

しかしながら、現在、I A E A との間で保障措置協定を結んでいる国は158か国に及んでいるものの、追加議定書の締約国数はその3分の2の91か国にとどまっており、今後いかにしてそれを増やし、保障措置の普遍化を図っていくかが課題である。

また、I A E A の保障措置協定にはその有効性を担保する手段がないという問題がある。これを如実に示したのが最近のイランの事例であり、イランは I A E A と保障措置協定を結んでおり、査察を受けた施設では核物質が軍事転用されていないことが確認されているが、未申告のウラン濃縮施設建設現場への査察は受け入れておらず、核開発疑惑が残されている。I A E A はこれを問題視し、2009年11月、非難決議を採択して、イランに対しウラン濃縮施設の建設停止を強く求めているものの、イランはこれに反発しており、実効性は上がっていない¹⁶。

こうした問題に対処するには、追加議定書の締結を迫ることが不可欠であるが、仮に追加議定書が締結されたとしても、非核兵器国がウラン濃縮やプルトニウムの再処理技術を持つこと自体は協定違反ではないため、査察によって協定に違反していると断定することは決して容易ではない。こうした問題点を解決するには、ウラン濃縮やプルトニウムの再処理を個々の国家が独自に行うことを条約で禁止し、国際機関の管理下に置くことを検討することも重要であり¹⁷、これまでも各国や有識者などから実現に向けた様々な提案がなされている¹⁸。今後、こうした提案を基礎に各国が十分に協議し、合意を得ることができかが課題である。

ウ N P T 再検討・延長会議

先に述べた N P T では条約の有効期限が明記されなかったため、条約発効から25年目の1995年に核不拡散条約の再検討・延長会議が開催された。交渉の末、条約の再検討プロセスの強化と核不拡散・核軍縮の原則・目標を条件に、条約の無期限延長が決定された。この核不拡散・核軍縮の原則・目標に関する文書では、普遍性、核不拡散、核軍縮、非核兵器地帯などが盛り込まれている。このうち、核軍縮については、具体的措置として、包括的核実験禁止条約（C T B T）の96年内の交渉開始、兵器用核分裂性物質の生産禁止に関する条約（カットオフ条約）、すなわち核兵器に用いられる核分裂性物質の生産禁止を目的とする条約交渉の即時開始、核兵器削減のための組織的かつ漸進的な努力の追求などが定められている。

また、2000年の再検討会議では、ブラジルを始めとする主要非核兵器国が米国などの核兵器国に対して核兵器の廃絶に向けた明確な約束を要求し、これを約束させるとともに、それを実現するため、将来に向けた13項目の「实际的措置」を含む最終文書を採用した。

他方、2005年の再検討会議では、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との間の意見対立の結果、会議日程の約3分の2を手続事項の採択に費やしたため、実質的な事項について合意文書を作成することができず、また議長による声明も行われなかった¹⁹。

さらに、2010年に開催予定の再検討会議では、IAEAの保障措置を強化し、NPTの脱退規定の濫用を防止し及び広く受け入れられ得る核燃料サイクルの多国間アプローチを確立するための措置を含め、NPTを強化し、国際不拡散体制におけるNPTの中心的役割を再確認し、NPTの三つの柱である核不拡散、原子力の平和的利用及び核軍縮のそれぞれについて現実的で達成可能な目標を勧告することを目指して、議論が行われる予定である。

さて、現在イランや北朝鮮のようにNPTに加入しながら、核兵器開発疑惑のある国もあり、いかにしてこれらの国に対し核兵器の開発を止めさせ、NPT体制を維持していくかが大きな課題であり、国際社会の取組が求められる。

(3) 核実験の禁止

核不拡散と並んで、非核兵器国の核保有を防止する上で重要となるものが核実験の禁止である。核実験は本来、核兵器の開発・製造に必要な技術の諸条件を確認するために行われるものであるが、核兵器の威力及びそれを保有しようという意思を対外的に見せつけることによって得られる抑止効果や国威発揚効果もある。非核兵器国が核を保有しようとする場合、必ず何らかの実験を行うことになるため、それを禁止することは核の拡散防止に役立つのみならず、核兵器の改良防止にも寄与するほか、さらには各国間の信頼醸成にも役立つと考えられている²⁰。他方で、核実験には核爆発を伴うものと、単に机上でシミュレーションを行うだけのものがあり、後者を国際的に禁止することは現実問題として困難であるため、国際条約交渉で取り上げられる対象は核爆発を伴う実験のみに限られている。

ア 部分的核実験禁止条約（PTBT）

部分的核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間及び水中での核爆発実験を禁止するための条約で、63年に発効した。この条約は米国、英国、ソ連のイニシアティブで策定されたものであるが、その背景には放射能汚染を深刻化させる核実験に対する国際社会からの強い批判の声があったことに加え、技術進歩によって条約に抵触しない地下での核実験が可能になったことがあると言われている。

本条約は、核開発競争を食い止める効果はなかったものの、まず各国が合意できる部分について条約を作成し、核軍縮に向けて堅実な一歩を踏み出すことができる現実

的なアプローチとして評価できると言われている²¹。

イ 包括的核実験禁止条約（CTBT）

包括的核実験禁止条約は、軍事・非軍事の別なく、規模の大小も問わず核爆発を伴うあらゆる実験を禁止すると同時に、締約国が自国の領域を核爆発実験に使用させたり、他国の核爆発実験を援助し、あるいは参加することを一切禁止するものである。そのため、同条約ではウィーンにCTBT機関を設置し、世界321か所に監視観測所を、また16か所に実験施設を設け、国際的に条約の遵守を検証することとしている。

本条約の締結交渉は、冷戦終結後の93年に開始されたが、その背景にはNPT体制を維持し、核兵器の一層の拡散を防止するには、あらゆる核実験を禁止するほかにないという核兵器国の共通認識があった。この条約の特徴は、前述のとおり、実効性を高めるため、国際機構と検証制度を設けた点にある。

また、CTBTの発効には、国内に原子炉を持つ国など潜在的な核開発能力がある44か国すべての批准が要件となっているが、現在、未署名国（北朝鮮、インド、パキスタン）及び未批准国（米国、中国、インドネシア、イスラエル、イラン、エジプト）の署名・批准手続きが進んでおらず、発効の見通しは立っていない。

そのうち米国では、クリントン政権時にCTBT批准のため議会に法案を提出したものの、僅差で否決された。続くブッシュ政権においては、世界中で核実験が行われていないかをモニタリングする国際監視制度の信頼性が低く、条約の実効性に対し疑問があるとして、上院に批准すら求めなかった。ようやくオバマ政権になってCTBTの重要性が再認識され、2009年9月に開催されたCTBT発効促進会議に10年ぶりに米国代表が出席した。同会議で米国は、核軍縮の分野で米国がリーダーシップを発揮するにはCTBTの批准・発効が不可欠であるとして、その批准に向けた決意を明確に示した²²。こうして、同会議では、条約の早期発効を求める国際世論を背景に、全会一致で未署名国や未批准国に署名と批准を求める宣言を全会一致で採択した。そこで、各国のCTBTへの署名・批准を促進する上では米国の早期批准が極めて重要であることから、今後、オバマ大統領のリーダーシップにより条約の批准手続きが進められることが期待される。

（4）兵器用核分裂性物質の生産禁止

非核兵器国の核開発を防止するための措置として、NPT体制や核実験禁止2条約と並んで重要であると言われるものが、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）である。これは、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を防止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防止しようとするものである。

同条約で想定されている加入国の義務としては、核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のためのプルトニウムや高濃縮ウランといった兵器用核分裂性物質の生産禁止と、他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止などである²³。こうした義務を

課すことにより、核兵器開発・保有について質的、量的にシーリングを設けることになり、疑心暗鬼がもたらす軍拡を防ぐ効果があると言われている²⁴。

この条約は1993年9月に米国のクリントン大統領が国連総会で提案したもので、95年の第1回ジュネーブ軍縮会議で議論の末、カットオフ条約特別委員会の設置が合意された。しかし、それ以降はインドとパキスタンによる核実験の強行や米国のブッシュ政権が同条約の効果を疑問視したことなどから、交渉開始の見通しが立たない状況が続いていた。ようやく2009年5月、唯一の多数国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議で、交渉開始の合意がなされた。しかし、中国やパキスタンなどの核保有国が交渉を慎重に進めるよう主張している上、核保有国以外にも、自国の核開発に妨げとなるとして、交渉に消極的な国が少なくなく、今後の交渉が難航することが予想される。

(5) 非核兵器地帯

非核兵器地帯とは完全に核兵器が存在しない地帯を意味するもので、国際条約により、①その境界が厳密に確定された地域内において核兵器の完全な不存在が確保され、②そこから生ずる義務が遵守されることを保証するための国際的な検証・規制制度が設立され、さらに③核兵器国が当該地帯に対して一定の義務、すなわち当該地帯内に核兵器を配備しない義務を引き受けることによって成立する²⁵。非核兵器地帯が創設されることにより、核戦争による破滅から免れ、国家間の核兵器に関する疑惑を払拭し、また地域の信頼と安定を強化し、世界的な核兵器廃棄を促進する効果が期待できると言われている²⁶。

この非核兵器地帯構想が初めて打ち出されたのは1957年10月であり、西ドイツへの米国の核兵器配備に脅威を感じたポーランドが、西ドイツの同意を条件に、ポーランド、チェコスロバキア、東ドイツ及び西ドイツにおける非核兵器地帯構想を打ち出した。この案は、西ドイツの同意が得られなかったため立ち消えになり、その後、東西冷戦が激化する中、欧州においても同様の構想が打ち出されたが、これも実現を見なかった。

57年から58年にかけての「国際地球観測年」に南極において我が国を始めとする各国間で国際的科学協力が実施され、この協力体制を維持・発展させる必要性から、59年12月に核兵器を始めとする大量破壊兵器の配備を禁止する「南極条約」が採択され(61年発効)、初めて非核兵器地帯が創設された。

定住者のいる地域において初めて非核兵器地帯が創設されたのは、67年2月の「ラテンアメリカ非核兵器地帯」であり、これは、62年のキューバ危機やブラジル・アルゼンチン間の核対立を背景に長年の交渉を経て結ばれた「トラテロルコ条約」に基づいて南米に創設されたものであり、その後中米にも拡大された²⁷。

その後、冷戦の終結とともに、中南米以外の地域においても次々に非核兵器地帯構想が打ち出されていった。現在では、南極、モンゴル²⁸の1地域、1か国に加えて、中南米・カリブ海地域諸国、ASEAN加盟国地域、アフリカ諸国、南太平洋諸国、中央アジア5か国の地域において非核兵器地帯が創設されている。このほか、中東、南アジア、中欧、朝鮮半島でもこれを設けようとする動きがある。

非核兵器地帯の特徴は、非核兵器国がその地域に核兵器が存在しない方がその地域の平

和と安全保障にとって有益であると判断し、非核兵器国が自発的に条約交渉を開始し、その交渉過程で核兵器国が署名、批准すべき議定書をも作成し、更に核兵器国に議定書を署名・批准するよう要求するところにあるとされる²⁹。

非核兵器地帯を実効あるものとするためには、条約本体とは別に議定書（名称は条約によって若干異なる）を締結し、核兵器保有国に対して当該地域を非核化する条約本体の規定を遵守することを求めるとともに、当該地域では核兵器を使用しないことを約束するよう求める必要がある。現在、すべての核兵器保有国が議定書を批准しているのは、中南米地域の非核兵器地帯条約である「トラテロルコ条約」である。他方、東南アジアの非核兵器地帯条約である「バンコク条約」については、どの核兵器保有国も条約を署名していない。

このように、南半球はほとんどが非核兵器地帯となっているが、北半球においては非核兵器地帯は限られている。そうした中で北東アジアに関しては、既に研究者や軍縮関係NGOなどから様々な非核兵器地帯構想が示されており、これらを参考に関係各国政府間でも非核地帯創設に関して検討を始めることが期待される³⁰。

3. 我が国の取組

(1) 政府の取組

我が国政府は、核兵器の脅威に対し、米国の核抑止力に依存する一方で、平和主義の理念に基づき、かつ唯一の被爆国としての使命、加えて、近隣に中国、ロシア、北朝鮮といった核保有国及び疑惑国が存在していることにかんがみ、日本周辺の安全保障環境を安定化させる上でも核軍縮が極めて重要であるとして、核軍縮に積極的に取り組んでいる。また、そのアプローチは核兵器が現に存在し、抑止機能を果たしているという事実を認識した上で、核軍縮への核兵器国の関与を確保し、実現可能な措置を一つ一つ積み上げていくという現実的・漸進的なものである³¹。

我が国は、これまで非核三原則を掲げ、原子力の平和利用に徹する一方で、1994年以来毎年国連総会に核廃絶に関する決議案を提出し、圧倒的多数の支持を得て採択に貢献するなど³²、積極的に核軍縮に取り組んでいるとしている³³。2009年においてもCTBTの批准・発効や核テロ防止の重要性を強調する決議案を提出し、日本の働き掛けもあり、米国は核保有国としては初めて同決議案の共同提案国となった。

また、軍縮関係条約の締結・発効を重視し、CTBT未署名国や未批准国に対し働き掛けるなど、同条約の発効要件国を中心に署名・批准国の数を増加させるための努力を行っているほか、カットオフ条約交渉の早期開始のための努力を行っている。さらに、軍縮関係条約の実効性を高めるため、地震観測に関する技術を活用した、CTBT遵守状況監視のための支援を行ったり、IAEA等の関係国際機関や同機関が主催する軍縮関係セミナー等に対し、財政面や人材面で必要な貢献を行うなど取組を進めている。

このほか、核軍縮推進のための具体的な提案も行っており、2009年4月には中曽根外務大臣（当時）が核軍縮演説「ゼロへの条件―世界的核軍縮のための『11の指標』」の中で、

①すべての核保有国が採るべき具体的な核軍縮措置、②国際社会全体が軍縮・不拡散のために作成し、遵守していくべき多国間措置、③エネルギー安全保障や地球温暖化問題への対処の観点から、原子力の平和利用を志す国について、核不拡散、核テロの防止及び原子力安全の観点から採られる措置の3つの柱を立て、その下で11の指標を示した³⁴。

2009年9月に発足した鳩山政権も核軍縮を重要課題としており³⁵、2010年に開催予定のNPT運用検討会議では、上の指標を参考にしつつ、会議をリードすることが期待される。

しかしながら、我が国の軍縮外交は多国間の会議外交が中心で、それ以外の分野での取組が少ないとの指摘がなされており³⁶、今後は多国間の会議外交に加えて、東アジアの安全保障環境を安定化させ、核の脅威を減らすため、関係各国と信頼関係を構築するとともに、具体的な軍縮措置を提案することが期待される³⁷。

(2) 地方自治体や非政府部門の取組

政府の取組と並んで重要なのが、広島、長崎を始めとする地方自治体のほか、NGO、研究機関などの非政府部門の取組である³⁸。

まず地方自治体については、広島と長崎が核廃絶に向けイニシアティブを取っているほか、1984年に核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願う自治体の輪を全国に広げるため、核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体が集まり、「日本非核宣言自治体協議会」が設立された³⁹。現在、同協議会の会長（任期1年）は長崎市長が務めているほか、広島市長ほか4自治体の首長が副会長を務めている。2009年4月現在、同協議会には全国の255の自治体が加入しており、総会や研修会のほか原爆展、ホームページによる情報発信、非核宣言実現のための抗議・要請活動といった様々な平和事業などを行っている。

また、核軍縮関係NGOについては多くの団体があり、政府や国連等に対し様々な働き掛けを行うなど、核軍縮の促進や核軍縮の重要性に関する国民意識の啓発や知識の普及のため非常に活発に活動している。さらに、日本国際問題研究所などの国際関係シンクタンクも核軍縮問題に関する様々な調査研究を行うとともに、核軍縮問題の専門家育成のために活動を行っている。

こうした動きの中で、近年特に注目されるのが、有識者による核軍縮問題についての提言活動である。中でも、2008年9月に日本と豪州のイニシアティブで立ち上げられた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」（川口・エバンズ委員会）は、世界各国の首脳・閣僚経験者等が参加し、核兵器のない世界に向けて現実的かつ具体的なロードマップを示すべく精力的に活動している⁴⁰。国際委員会はもともと2010年のNPT運用検討会議に貢献するため、同会議に先駆けて主要な報告書を発表することを目的に設立されたものであるが、核軍縮問題に対する国際社会の関心が高まるにつれ、その活動が注目を集めるようになった。核軍縮関係NGOも同委員会に対して意見を述べるため、「国際委員会NGO連絡会」を立ち上げた。

同国際委員会はこれまで4回の会合を行ったが、2009年10月に広島で行われた第4回会合では2012年までの短期、2025年までの中期、2025年以降の長期の3段階に分けて、核廃

絶に向けて各国が取り組むための行動計画づくりを目指し、活発な意見交換が行われた。会議で議論となったのは、核兵器の役割をいかに低減させるか、及び「核の先行不使用」、すなわち他国が先に核兵器を使用しない限り、自国は核兵器を先行して使用することはないとする方針をいかに宣言するのかどうか、それをどのタイミングでどのような形で宣言するのかという点などであった⁴¹。

同国際委員会は、2009年12月15日、第4回会合での合意を踏まえ、「核の脅威を絶つために」(“Eliminating Nuclear Threats”)と題する、核問題打開への包括的行動計画となる詳細な報告書を取りまとめ、日豪両政府首相に提出した⁴²。同報告書は、①2012年までの短期、2025年までの中期及び2025年以降の長期に分けてそれぞれ核兵器削減目標を掲げ、2025年までに核兵器を現在より9割減の2,000発程度とし、その後の全廃につなげること、②核テロ防止体制を整えること、③「核燃料サイクルの多国間管理」を実現し、原子力の利用拡大が核兵器拡散につながらないようにすることなどを盛り込んでいる⁴³。また同報告書は、核兵器の役割を低下させるため、核兵器保有国は2025年までに、核兵器の使用を相手国からの核攻撃抑止のための報復攻撃の場合のみとする「先行不使用」なども提言しているが、核の廃絶を達成する時期については、これを明示していない。

この報告書に関しては、具体的な核廃絶に向けての手順をロードマップという形で示したことや、核兵器国に対し核の先行不使用を提言したことなどを評価し、日本政府の後押しを求める意見がある一方で⁴⁴、核廃絶の達成時期が明示されなかったことへの失望も見受けられる⁴⁵。

また、2008年12月には「グローバル・ゼロ」という運動が新たに始まった。これは、世界の様々な政治家、軍人、財界人及び市民の代表が集まって、核廃絶に向けた宣言を発表しアピールするものである。

今後、政府は、核軍縮関係自治体、議連、NGO、シンクタンクあるいは有識者などとも十分に意見交換を行い、必要に応じて相互の連携を図りながら、核軍縮の促進に向けて世論を喚起し、その世論を力に、核軍縮外交を積極的に推進していくことが期待される。

4. おわりに

現実に多数の核兵器が存在し、核兵器国による核抑止に自国の安全保障を依存する国も少なくない中で、核軍縮を進めることは決して容易ではない。「核のない世界」を目指す決意を明らかにした米国のオバマ大統領ですら、現実の不安定・不透明な安全保障環境に照らして、米国の安全保障を確保するために一定水準の核抑止力を維持しつつ、核軍縮に向け具体的な措置をとるという現実的な核政策を採っている⁴⁶。

他方、国連の潘基文事務総長は、2008年10月に行った核兵器の廃絶に向けた5つの具体的提案の中で、2007年4月にコスタリカ及びマレーシア政府が共同で国連に提出した「核兵器禁止条約」への支持を明確に示すなど、国連として核のない世界の構築に向けて積極的に取り組む決意を明らかにしており⁴⁷、今後国連の場において核廃絶に向けて議論が深められ、具体的な取組が行われることが期待されている。

国際社会の核軍縮に向けた動きがある中、唯一の被爆国である我が国は、核軍縮に関して唯一の被爆国としての責務があり⁴⁸、それ故、核兵器の廃絶のため国際的にリーダーシップを発揮するにふさわしい国であるということができよう。

確かにこれまで我が国は、核の脅威に対し米国との同盟関係による拡大抑止に依存しつつも、唯一の被爆国という立場に立ち、核軍縮に取り組んできた。今後は米露など核兵器保有国による核軍縮が進展するよう、これらの国に対し、また国連などの場において積極的に働き掛けていく必要があるだろう。

しかしながら、米露の核軍縮が進む一方で、東アジアがその流れから取り残されることがあれば、我が国に対する米国の「核の傘」による拡大抑止が弱体化し、我が国の安全保障が大きく損なわれる可能性があることは否定できない⁴⁹。すなわち、豪州のエバンズ元外相の言葉を借りれば、今後、我が国がその安全保障の在り方と拡大抑止の考え方との間でいかに折り合いをつけるかという問題に直面することを意味する⁵⁰。そこで、当面は核軍縮に取り組みつつ、日米間の核兵器運用管理体制の構築を始めとする拡大抑止の実効性を高めるための諸施策の実施、自らの防衛力の整備、日米同盟関係の強化などに取り組むことなどが必要であるとの指摘があるほか⁵¹、我が国としても今後は核兵器によらずに、通常兵器のみによる拡大抑止を行うよう米側に要請することが重要であるとの指摘もなされている⁵²。

このほか、軍備の増強を進めている中国や核開発疑惑のある北朝鮮に対し、関係各国とともに透明性を高めるよう働き掛けていくとともに、東アジアの安定した安全保障環境の構築に向け、これらの国々との間で積極的に安全保障協議に取り組むことも必要であろう。

現在、日米両国は地球規模の課題などに取り組むための協力の枠組みを構築しているが、核軍縮分野においてもこうした協力が十分に可能となってきた。2009年11月13日、日米両国首脳は、「核兵器のない世界に向けた共同声明」を発表し、「核兵器のない世界」を実現する決意の下、核兵器全廃を達成するための条件整備に共同で取り組むことで合意したほか、2010年1月にアジア諸国を対象の核安全保障会議を我が国で開催することなどを表明した⁵³。我が国がこのような取組を積極的に進めるためには、核軍縮分野の専門家の育成や⁵⁴、国民の間での核軍縮問題に関する基礎知識の普及促進が不可欠であると思われる⁵⁵。今後我が国がこうした努力を積み重ねることにより、核軍縮の分野で国際的なリーダーシップを発揮していくことを期待したい。

1 米国の有識者が核軍縮を訴える代表的な論考としては、2007年初頭に、ウォールストリートジャーナル紙にシュルツ元国務長官、ペリー元国防長官、ナン元上院議員及びキッシンジャー元国務長官が連名で発表した「核のない世界を」と題する論文があるが、その中で、核保有国による核戦力の大幅縮小、同盟国・友好国での米ロ戦術核兵器廃絶、米国のC T B T批准、核兵器用核分裂物質の生産全面停止などを提案している。かつて米政権で核戦略を担っていた4名が核軍縮を主張した背景にはテロリストへの核拡散の危険があるとされている。他方で、朝鮮半島や中東での核疑惑などにかんがみ、適正な規模での核抑止政策を進めるべ

きとの主張もなされている。詳しくは、次を参照されたい。Keir A. Lieber and Daryl G. Press "The Nukes We Need - Preserving the American Deterrent-," *Foreign Affairs*, November/December 2009, Volume 88 • Number 6, pp 39 - 51.

2 その背景には、2007年1月と2008年1月、シュルツ元国務長官、ペリー元国防長官、キッシンジャー元国務長官、ナン元上院議員の4人は、米ウォールストリートジャーナル紙に「核兵器のない世界」へ向けた具体的提案を寄稿。核軍縮のために、米ロがリーダーシップをとる特別な責務を有しているとして、START 1の延長やCTBT批准などを提案し、大きな反響を呼んだ。また、核兵器廃絶を訴える世界規模の運動「グローバル・ゼロ」(Global Zero)には、ジミー・カーター元米大統領、旧ソ連のゴルバチョフ元大統領らが賛同している。これらも世界的な核軍縮の機運を高める一因となっている。

3 『毎日新聞』(平21. 10. 16)

4 黒沢満編著『新版軍縮問題入門』(平17. 9 東信堂) 23頁。

5 "Global nuclear stockpiles 1945-2006" *Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 2006, p66. < <http://thebulletin.metapress.com/content/c4120650912x74k7/fulltext.pdf> >

6 SIPRI年鑑(2009)

7 米オバマ政権がロシアとの間で新たな核兵器削減条約交渉を始めようとした背景には、多すぎる核兵器を廃棄することによって、費用の無駄を省き、少ない数で核戦力を均衡させることに狙いがあるとの指摘がなされている。< <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/300/18071.html> >

また、オバマ政権が核軍縮を重視し、その軍縮義務に誠実にコミットするとの姿勢を示すことにより、核不拡散体制の強化に対する国際社会の支持を得るねらいがあるとの指摘もなされている。戸崎洋史「米露軍備管理の秩序維持機能と制度的脆弱性」(平21. 11. 7 日本国際政治学会2009年度研究大会部会 7 軍備管理・軍縮の過去・現在・未来:「核のない世界をめぐる」における発表) 4頁。

8 『読売新聞』(平21. 7. 7)

9 『産経新聞』(平21. 12. 5)

10 『朝日新聞』(平21. 12. 19)

11 『朝日新聞』(平21. 12. 5)

12 相手国を直接攻撃できるものを「戦略核兵器」と呼び、それより狭い「戦域」で使用されるものを「戦域核兵器」、さらに狭い範囲で使用されるものを「戦術核兵器」と呼んでおり、「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼んでいる。外務省『日本の軍縮・不拡散外交(第4版)』(平20. 3) 57頁。

13 上掲黒沢満編著『新版軍縮問題入門』40-42頁。

14 2007年7月、米国はインドとの間で核協定の締結に合意したが、これは、NPT未加盟のインドをNPT上の例外扱いとするものであり、国際的な不拡散体制を崩壊させる危険をはらんでいるとして、様々な場で指摘されている。梅林宏道監修『核軍縮・平和—市民と自治体のために 2008』(高文研 2008. 8) 68-69頁。

15 保障措置協定には、このほか二国間原子力協定等に基づき、核物質等を受領するNPT非締約国がIAEAとの間で締結する、当該二国間で移転された核物質等のみを対象とする保障措置協定や、NPT上保障措置受入れ義務を負うことのない核兵器国が自発的にIAEA保障措置協定の適用を受けるためにIAEAとの間で締結する協定がある。詳しくは、宇佐美正行「核不拡散と国際保障措置の強化策—IAEA追加議定書を中心に—」『核兵器と国際関係』(平18. 3 内外出版) 207-213頁を参照されたい。

- 16 『読売新聞』(平21. 11. 28)
- 17 IAEAのエルバラダイ事務局長が国際管理構想を発表したが、詳しくは次を参照されたい。宇佐美正行「核不拡散と国際保障措置の強化策」『核兵器と国際関係』(平18. 3 内外出版) 227頁。
- 18 我が国を含め各国からの提案は、防衛省『東アジア戦略概観 2009』(平21. 3)13-14頁で詳しく解説されている。
- 19 上掲『日本の軍縮・不拡散外交(第4版)』35頁。
- 20 上掲72-73頁。
- 21 上掲76頁。
- 22 『読売新聞』(平21. 9. 26)
- 23 『毎日新聞』(平21. 8. 9)
- 24 吉田文彦『核のアメリカ』(平21. 7 岩波書店) 207-208頁。
- 25 国連総会決議3472B(XXX)(1975. 12. 11)。1999年の国連軍縮委員会文書「地域関係国の自由な取決めに基づく非核地帯の設置」では、非核兵器地帯を設置するための新たな概念を確認している。詳しくは、櫻川明巧「非核兵器地帯とモンゴルの一国非核地位」『核兵器と国際関係』(平18. 3 内外出版) 136-138頁を参照されたい。
- 26 櫻川明巧「非核兵器地帯とモンゴルの一国非核地位」『核兵器と国際関係』(平18. 3 内外出版) 139頁。
- 27 1992年以降の条約改正により、カリブ地域も条約の対象に含まれることとなった。
- 28 モンゴルは、1992年9月25日の国連総会で非核化を宣言し、8年後の2000年2月3日に非核法を制定した。詳しくは、次を参照されたい。櫻川明巧「非核兵器地帯とモンゴルの一国非核地位」『核兵器と国際関係』(内外出版 平18. 3) 150-168頁。
- 29 上掲『新版軍縮問題入門』92-93頁。
- 30 外務省は、一般的に適切な条件が揃っている地域においてその地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは核拡散防止等の目的に資するとしており、そのための条件として、核兵器を含むすべての関係国の同意があること、当該地域のみならず世界全体の平和と安全に資すること、適切な査察・検証を伴っていること、公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどを挙げている。上掲『日本の軍縮・不拡散外交(第4版)』86頁。
- 31 上掲『日本の軍縮・不拡散外交(第4版)』30頁。
- 32 2009年12月2日、国連総会において、我が国主導で作成・提出された核軍縮に関する決議案は、171か国の賛成を得て採択された。国連での同決議案の採択は16年連続である。
- 33 上掲『日本の軍縮・不拡散外交(第4版)』30頁。
2009年12月1日、1972年の沖縄返還を巡り、日米両政府が交わしたとされる密約文書の存否が争われている訴訟の第4回口頭弁論で、吉野文六元外務省アメリカ局長は、これまで日本政府が否定してきた密約の存在を法廷で初めて認めた。外務省は、2010年1月を目途に「密約」問題に関する有識者委員会の報告書を公表すべく検証作業を進めており、今後非核三原則が有効に機能してきたのかどうかについて論議を呼ぶ可能性もあろう。
- 34 中曽根外務大臣(当時)は『外交フォーラム』(2009年8月号 都市出版)の中で、核軍縮に関する提案の趣旨について詳しく説明している。
- 35 鳩山首相は、2009年9月の就任後ほどなくして国連総会と核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会

合に出席し、日本が核廃絶に向けて先頭に立つことを表明するとともに、核保有国による核軍縮やC T B Tの早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始等を強く訴えた。

36 秋山信将一橋大学准教授の指摘である。< <http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/fkiroku/article22.htm> >

37 秋山信将一橋大学准教授は、核軍縮問題研究会（2009.10.22）で、日本は軍縮会議外交から脱却して、日本の安全保障政策の一環として東アジアの戦略的安定性確保と脅威削減を図る必要性について言及した。

38 世界各国の議員においても核軍縮問題について議論し、核軍縮への取組に関与するための活動が行われており、国際的なネットワーク組織として、「核軍縮・議員ネットワーク」（PNND）がある。

39 日本非核宣言自治体協議会ホームページ< <http://www.nucfreejapan.com/index.htm> >

40 軍縮国際委員会の趣旨や活動に関しては、共同議長の一人である川口順子議員が次の中で詳しく述べている。「世論を変え、政府を変えるー川口・エバンズ委員会の挑戦」『外交フォーラム』（平21.8 都市出版）50-53頁。

41 （財）日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター・ホームページ< <http://www.cpdnp.jp/index.htm> >

42 報告書の詳しい内容は次を参照されたい。< <http://www.icnnd.org/reference/reports/ent/index.html> >

43 『日本経済新聞』（平21.12.16）

44 『朝日新聞』（平21.12.19）

45 『毎日新聞』（平21.12.16）

46 オバマ政権の核政策の基本的考え方については、次に詳しく述べられている。川上高司「核のない世界」、「核のある世界」『海外事情』（平21.10 拓殖大学海外事情研究所）2-4頁。

47 国連プレスリリース< <http://www.un.org/News/Press/docs/2008/sgsm11881.doc.htm> >

48 鳩山首相は、平成21年9月24日の核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合において、唯一の被爆国としての日本の「道義的責任」について言及している。< http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/ehat_0924b.html >

49 たとえば戸崎洋史「核軍縮と日米同盟ー拡大抑止への影響ー」『核軍縮をめぐる新たな動向研究報告書』（平20.3 日本国際問題研究所）57頁。

50 核軍縮を進めようとしている日本が米国の核抑止を不可欠なものとしている前提に立っていることに対し、批判の声がある。『朝日新聞』「世界の流れに逆行する日本」（平21.9.2）

51 『日米同盟の新段階ー「日米同盟の将来」研究プロジェクト 2009ー』（世界平和研究所 平21.9）8頁。

52 豪州のエバンズ元外相の発言。『毎日新聞』（平21.12.16）

53 『朝日新聞』（平21.11.14）

54 （財）日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター・ホームページ< http://www.cpdnp.jp/new_info/gunshukuseminarH20boshu.htm >

55 2002年の国連総会で採択された「軍縮及び不拡散教育に関する国連事務総長報告」で、軍縮・不拡散に関する知識の普及のため、高校、大学といった正規の教育機関のみならず平和博物館や図書館等においてあらゆる身分・職業の者を対象に軍縮教育を行うことなどが謳われている。我が国でも、同報告の趣旨に沿って、国連軍縮フェローシップ・プログラムや軍縮会議などを実施している。